

平成 25 年 5 月 23 日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号
株式会社オンワードホールディングス
代表取締役会長兼社長 廣内 武

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項および同第 3 項の規定に基づき公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社オンワードホールディングス 第 14 回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社取締役に対して 当社普通株式 107,000 株

上記株数は、割当予定株数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数に付与株式数（以下に定義する）を乗じた数をもって新株予約権の目的となる株式の数とする。ただし、下記 3. により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

当社取締役に対して 1,070 個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引き受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺するため、新株予約権と引換えに金銭の払込みをすることを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権を割り当てる日

平成25年6月20日

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月21日から平成55年6月20日までとする。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前項にかかわらず、新株予約権者は、以下のア. またはイ. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

ア. 新株予約権者が、平成54年6月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成54年6月21日から平成55年6月20日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から 15 日間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）とする

③新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。

11. 新株予約権の取得事由および消却の条件

①割当てをうけた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得することができる。

ア. 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

イ. 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

②割当てをうけた者が平成 26 年 5 月 31 日までに、当社取締役の地位を喪失した場合、割当てられた新株予約権のうち、次の算式により算出された個数の新株予約権を当社が無償にて取得することができる。

$$\begin{array}{l} \text{当社が取得する新株予約権の個数} \\ \text{の個数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{12 か月－平成 25 年 6 月 1 日から当社} \\ \text{取締役の地位喪失の日の属する月ま} \\ \text{での月数（ただし、月の途中で地位を} \\ \text{喪失した場合、当該日も 1 か月として} \\ \text{計算する）} \end{array}}{12 \text{ か月}} \times \begin{array}{l} \text{当社の取締役に割} \\ \text{当てられた新株予} \\ \text{約権の個数} \end{array}$$

③当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から 15 日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15 日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。

④当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の行使手続

①新株予約権の行使は、所定の新株予約権行使請求書に必要事項を記載のうえ、当社人

財部あて提出するとともに、新株予約権行使にかかわる全株式の権利行使価額金額を、
当社の指定する株式会社三菱東京UFJ銀行日本橋支店に払込むものとする。

②新株予約権行使の効力は新株予約権行使請求書が当社人財部に提出され、権利行使価
額金額の払込みがなされたときに生じるものとする。

14. 割当先の概要

当社取締役5名に割り当てる。

以上